

8月	豊川 愛護モニター報告	モニター区間	豊川：左右岸 6.2km～17.8km 管轄出張所：豊川流域治水出張所
実施日	令和8年8月31日ほか	実施区間	吉田大橋～賀茂橋

堤防の除草は春期（だいたい5月から8月）と秋期（だいたい9月から12月）の年2回が基本となっているようである。

7月末、当古橋左岸から上流に向かう堤防の除草作業が行われていた。作業が終了した時の様子を撮ったのが右上、右中の写真。堤防の法面は除草されているが、道路際の草はそのままになっている。ああ、今回もそうかと思った。

他の箇所は法面も道路際も完全に除草されている。しかし、ここ数年、なぜかこの箇所は法面だけが除草され、道路際はそのまま放置されている。ところが、数日後、道路際の除草が始まり、約一週間後除草が完全に終了し（右下の写真、場所は右上の写真と同じ）。ありがたいと思った。



もう1箇所、道路際の除草がされない箇所がある。下条橋右岸から豊川分水路までの堤防だ。ここは8月になってから除草の予告看板が出ていた。もしかして、と期待していたが、ご覧のとおり、やっぱり今回も道路際だけ除草されていなかった（左中の写真）。車の高さから見ると、そもそも除草されているようには見えない（左下の写真）。

数年前まではこの2箇所も他の箇所と同様、道路際まで完全に除草をしていた。そして、もう一つ、同じく数年前まで、この2箇所も他の箇所と同様、年2回の除草が必ず行われていた。しかし、ここ数年除草が年2回行われない年もあり、道路際だけ除草されないことが多くなってきた。

道路際の草がそのままだと、通行の邪魔になるし、視界も遮られる。道路の端を通行せざるを得ない歩行者や自転車にとってはなおさらだ。

数年前まではできていたこと、そして、他の箇所ではできていることです。ぜひ他の箇所と同様の除草をお願いしたいと思います。

管轄出張所における対応措置（必要に応じて記載）

下条橋右岸から豊川分水路までの堤防道路については県道として、愛知県が管理しており、道路肩から1m以内は愛知県が除草を行っています。
上記の要望につきましては、愛知県に対応をお願いしております。